

吹田市精神障害者居宅介護受入れ事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神障害者の受入れを行う事業者に対し、予算の範囲内において、精神障害者居宅介護受入れ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、法第5条第2項に規定する居宅介護を行う市内の事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当月に精神障害者11人以上に対してサービスを提供した事業とする。

2 前項の規定については、法第19条第1項の規定により本市が介護給付費の支給決定をした精神障害者に限る。

(補助種別等)

第5条 補助金の額は、1月あたりの精神障害者の実利用人数に応じ、次のとおりとする。

(実利用人数)	(1月あたりの補助額)
11～15人	40,000円
16～20人	60,000円
21～25人	80,000円
26～30人	100,000円
31～35人	120,000円
36～40人	140,000円

41人以上

160,000円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、他の補助金等の交付を受け、又は受けると見込まれる場合には、補助対象としない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、吹田市精神障害者居宅介護受入れ事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田市精神障害者居宅介護受入れ事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、市長が指定する期日までに、吹田市精神障害者居宅介護受入れ事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、当該年度の補助対象事業について、市長が指定する期日までに、吹田市強精神障害者居宅介護受入れ事業補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 次条又は第13条後段の規定に違反したとき。

(3) 第7条後段の、交付の決定について付した条件に違反したとき。

(4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第12条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。